

# 社会福祉法人みその会

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人みその会（以下「法人」という。）定款第21条の規定に基づき、役員に対する報酬及び費用弁償について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

### (報酬対象者の役員と年額報酬の範囲)

第2条 役員には、次のとおり年額報酬を支給する。

役職	年額報酬
理事長	4,000,000円以内
業務執行理事	8,000,000円以内
理事	支給しない
監事	支給しない

### (費用弁償)

第3条 役員、評議員に支給する費用弁償は、次のとおりとする。

(1) 費用弁償として、理事役員会出席1回につき3,110円を支給する。

(源泉税として110円預り)

### (報酬等の支給)

第4条 理事長及び、常勤役員の報酬等は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき理事長及び常勤役員の報酬等から控除すべき金額がある場合には、理事長及び常勤役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 理事長及び、常勤役員の報酬等は、その月の月額的全額を翌月の20日に支給する。ただし、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日）に、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは支給定日の前々々日）に支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(規程に定めのない事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議するものとする。

附則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。